

飯館村奨学生（予約）募集要項

飯館村教育委員会

1. 目的

飯館村出身の向学を志す者で、経済的理由により就学困難と認められる者に対し、奨学生を貸し付けることを目的としています。

2. 対象者及び貸付月額

（1） 令和 8 年度各学校入学者および在学者を対象とします。

貸付月額（無利子）

区分		月額
高等学校	自宅通学	30,000円以内
	自宅外通学	50,000円以内
短期大学・高等専門学校・専修学校（2年以上の教育）		50,000円以内
看護師・助産師及び保健師養成学校		50,000円以内
大学		50,000円以内
医科・歯科・獣医科大学		60,000円以内

3. 貸付を受ける者の資格

（1） 貸付開始時点で、保護者が本村に継続して 3 年以上住所を有する者の子弟で、向学心が高く、かつ品行方正、学術にすぐれ、身体強健である者。

（2） 平成 23 年 3 月 11 日時点、保護者が本村に継続して 3 年以上住所を有していた者の子弟で、向学心が高く、かつ品行方正、学術にすぐれ、身体強健である者。

（3） 国、県又は他団体から奨学生の貸付を受けていないこと。

（4） 次に掲げる所得基準を満たしていること。

保護者の所得総額から村が規定する特別控除額（別紙 表①）を差し引いた所得金額が村規定の世帯人数別所得基準（別紙 表②）以下であること。

※①、②の表、および算定方法については別紙をご覧ください。

注意

審査は家庭状況と所得基準を考慮し、所得基準額の低い順から採用いたします。募集人数が村の予算を超える場合は所得基準を満たしていても奨学生になれない場合がありますので予めご承知おきください。

4. 貸付期間及び貸付方法

(1) 原則として令和8年4月から在学する学校の正規の修業期間とします。途中から奨学生になった者は、決定月から正規の修業期間までとします。

(2) 採用後の貸付は、4ヵ月ごとに本人名義への口座振込とします。

5. 申請方法

下記書類を揃え、提出してください。①の申請書、②の調査書は教育委員会にあります。

(※村HPからもダウンロードできます。村HPから「奨学金」で検索)

	申請書類	書類交付先
①	奨学金貸付申請書（第1号様式）	飯館村教育委員会
②	調査書「成績証明書」（第3号様式） または（学校の任意様式） ※開封無効	飯館村教育委員会（第3号様式） または、在籍している学校（学校任意の成績証明書）
③	身体検査書「健康診断書」 ※開封無効	在籍している学校 または、病院での健康診断書（3ヶ月以内とする）
④	生計を一にする人の所得証明書	飯館村住民課窓口（有料） ※村外出身者については各市町村にお申し出下さい。

6. 申請先及び申請期間

申請先：飯館村教育委員会教育課（飯館村役場本庁1階）

申請期間：令和8年1月13日（火）～令和8年2月16日（月）まで

※申請期間を過ぎても村の予算内であれば申請を受け付けます。

7. 採用の内定

(1) 提出された書類により飯館村教育委員会選考基準に基づいて審査を行います。

(2) 内定者へは村より直接通知いたします。下記の必要書類を提出することにより正式に飯館村奨学生として採用になります。

【必要書類】

①在学証明書（入学後速やかに提出）

- ②誓約書（第4号様式）
- ③小論文（800字程度）　課題「私の将来の夢」
あなたの将来の夢を教えてください。
- ④自宅外通学証明書（高校自宅外通学者のみ）
- ⑤連帯保証人確約書及び連帯保証書（第5号様式）
- ⑥連帯保証人の印鑑証明書（保護者、他保証人）

(注) 連帯保証人について

採用内定された場合、連帯保証人が2人必要となります。

1. 一人は申請者の保護者
2. 他の一人は、村内に居住（村に住所のある者で村の近隣自治体に居住する者を含む）する成年者で独立生計を営み、かつ奨学金の返還期間中にわたり返還の責を負うことができる資力有する者

8. 奨学金の返還

(1) 貸付終了の翌月から貸付を受けた月の3倍の期間内で返還していただきます。その際、希望により6ヶ月後から返還することができます。返還の方法は年払い、半年払い及び毎月払いがあります。また、返還月の初回に一括支払いや返還途中での一括払いも可能です。

～返還の例～

		貸付			返還		
		月額	月数	総額	毎月返還額	月数	年数
高校	3年	30,000円	36月	1,080,000円	10,000円	108回	9年
専門学校	2年	50,000円	24月	1,200,000円	17,000円	70回	6年
					10,000円	1回	
大学	4年	50,000円	48月	2,400,000円	20,000円	1回	12年
					17,000円	140回	

※返還額にあわせた返還月数になっています。

(2) 奨学生であった者が上級学校等に進学したときは、申請によりその在学期間中は返還を猶予することができます。

(3) 利子は無利子とします。ただし奨学生が正当な理由なくして奨学金の返還すべき日までに返還されない場合は、毎年見直される延滞利息が発生します。

(※最大7.3%)

また、期限を経過しても返還に応じていただけない場合は連帯保証人に請求するとともに、法的手段を講じる場合もあります。

(4) 貸付期間が満了し、卒業後に飯館村内で就業（自営業、農業等を含む）した場合、奨学生として貸付けを受ける最大月数による返還月額に就業期間を乗じた額の返還を免除することができます。

(※公務員は除きます)

その他、ご不明な点につきましては、下記まで
お問い合わせください。



教育委員会教育課学校教育係 電話 0244-42-1631